二　組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、個人番号又は基礎年金番号及び死亡した年月日

［三～五　略］

［2～4　略］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

**第百三十一条**　法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一　申出者の氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号

［二～六　略］

［2　略］

3　法第七十九条第一項の申出をした者は、同項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　個人番号又は基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号

［三～五　略］

（併給調整事由該当の届出等）

**第百三十四条**　退職年金の受給権者は、法第八十条第一項第一号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

2　法第八十条第二項の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「退職年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～五　略］

［3　略］

（併給調整事由消滅の届出）

**第百三十五条**　退職年金の受給権者は、併給調整年金である公務障害年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

［2　略］

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

**第百三十六条**　法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

［一・二　略］

二　組合員又は組合員であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

［三～五　同上］

［2～4　同上］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

**第百三十一条**　法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一　申出者の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号

［二～六　同上］

［2　同上］

3　法第七十九条第一項の申出をした者は、同項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　同上］

二　基礎年金番号並びに組合員証の記号及び番号

［三～五　同上］

（併給調整事由該当の届出等）

**第百三十四条**　退職年金の受給権者は、法第八十条第一項第一号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　同上］

［新設］

［二～四　同上］

2　法第八十条第二項の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「退職年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

［一　同上］

［新設］

［二～五　同上］

［3　同上］

（併給調整事由消滅の届出）

**第百三十五条**　退職年金の受給権者は、併給調整年金である公務障害年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　同上］

［新設］

［二～四　同上］

［2　同上］

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

**第百三十六条**　法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

［一・二　同上］